

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【公開番号】特開2018-184343(P2018-184343A)

【公開日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-045

【出願番号】特願2018-116932(P2018-116932)

【国際特許分類】

C 04 B 35/64 (2006.01)

C 04 B 38/06 (2006.01)

B 01 D 39/20 (2006.01)

【F I】

C 04 B 35/64

C 04 B 38/06 B

B 01 D 39/20 D

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月15日(2019.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

キルン内で未焼結コーディエライトハニカムセラミック体を焼成するための方法において、前記方法が、

a) 室温から、375 ~ 500 の範囲にある第一の温度まで、90 / 時間 ~ 125 / 時間の範囲にある第一の加熱速度で、前記未焼結コーディエライトハニカムセラミック体を加熱する工程と、

b) 前記第一の温度から、750 ~ 850 の範囲にある第二の温度まで、20 / 時間 ~ 75 / 時間の範囲にある第二の加熱速度で、前記未焼結コーディエライトハニカムセラミック体を加熱する工程と、

c) 前記第二の温度から、950 ~ 1100 の範囲にある保持温度まで、前記第二の加熱速度以下である第三の加熱速度で、前記未焼結コーディエライトハニカムセラミック体を加熱する工程と、

d) 前記保持温度で前記未焼結コーディエライトハニカムセラミック体を保持して残留炭素を除去する工程と、

を有してなり、前記未焼結コーディエライトハニカムセラミック体が、9インチ(23cm) ~ 12インチ(30cm)の範囲の直径と、0.75 ~ 1.50の範囲のアスペクト比を有するものであることを特徴とする、方法。

【請求項2】

前記第三の加熱速度が20 / 時間 ~ 50 / 時間の範囲にあることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

工程a)における酸素レベルをキルン雰囲気の4体積% ~ 15体積%の範囲に調整することを更に含むことを特徴とする、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

工程d)における酸素レベルをキルン雰囲気の7体積% ~ 12体積%の範囲に調整する

ことを特徴とする、請求項 1 から 3 いずれか 1 項に記載の方法。

**【請求項 5】**

工程 a ) ~ 工程 c ) において蒸気を前記キルン中に導入することを更に含み、工程 a ) ~ 工程 c ) における蒸気の量がキルン雰囲気の 30 % 未満であることを特徴とする、請求項 1 から 4 いずれか 1 項に記載の方法。